



平成 27 年 6 月 16 日

日本税理士会連合会

会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟

会長 坂本 和穂

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビング 401号

電話 03-3354-4162



## 日本税理士会連合会の機構改革に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動を行っています。

さる平成 26 年 3 月 20 日に、税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立しました。この改正により「税務調査の事前通知規定の整備」、「補助税理士制度の見直し」といった、税理士への信頼を高め、税理士制度のますますの発展に寄与するような項目が実現しました。

しかし一方で、課題であった公認会計士への税理士資格自動付与制度については、形式上は廃止となったものの、税理士試験合格ではなく国税審議会の指定研修を修了することにより税理士資格が付与される結果となり、今後に課題を残すものとなってしまいました。また弁護士の自動資格付与制度については改正に至りませんでした。

さらに言えば、税理士会の自治権の拡大に資する「財務大臣による総会決議取消権の廃止」も結局は最終の改正 12 項目には残りませんでした。

これらの課題については、納税者に必要とされる税理士制度の更なる発展のために、引き続き税理士法の改正運動を進めていく必要があります。

最近頻発している国税職員と国税OB税理士との懲着による情報漏えい事件など、税務行政と税理士の不適切な関係については、税務行政と税理士または税理士会との関係に誤解が生じかねない由々しき事態になっています。監督官庁と日税連との関係は誤解を招く

ものであってはなりません。また、平成 26 年税理士法改正の最終段階で日本公認会計士協会と交わされた「確認書」については、一般会員には内容が知らされずに意見聴取の機会もないままに締結がなされており、それが税理士会員の総意であったのか、大いに疑問が残るところです。日本税理士会連合会(以下「日税連」という)の機構については自治権を拡大した上で、会員一人一人の意見が十分に反映され、今までよりさらに開かれた民主的なものにすべきです。

### 1. 決議機関と執行機関について

会則上では、決議機関と執行機関は区別されているが、その実態は、決議機関(総会)の構成員である各税理士会会长は、同時に会務執行規則第 65 条で執行機関である正副会长に選任されるという事で、全く一体となってしまっている。

例えば、先の税理士法改正の議論が行われていた 2013 年 10 月に臨時の正副会长会が開催され、池田日税連会長と小川日税政会長に法改正についての全権が委任された。その後、公認会計士に対する自動資格付与問題については、公認会計士に国税審議会の指定研修を課すこととなったが、これは税理士試験の科目合格を求めてきた従来の方針とは大きく異なっている。そもそも本来決議機関ではない正副会长会で意思決定がなされることには問題があると言わざるをえない。

決議機関と執行機関が同一の機能を有する組織運営は、閉鎖的になる危険性があり、開かれた民主的な組織運営を行うためには早急に「決議機関」と「執行機関」の実質分離の必要がある。

他士業の状況を見ると、日本行政書士会連合会は日税連と同様、会員を「各都道府県に設立された単位会」としている一方、決議機関である総会の構成員については代議員制度を採用し、「決議機関」と「執行機関」の分離がなされている。

日本弁護士連合会は会員を弁護士個人、弁護士法人及び弁護士会を会員としている。また決議機関である総会の構成員は、弁護士個人と弁護士会と直接参加型になっていることに加え、代議員会制も採用するという状況になっている。

日本司法書士会連合会は代議員制度を採用し、決議機関である総会は各司法書士会の会長及び代議員から構成されている。

日本公認会計士協会は会員を公認会計士、監査法人とし、代議員制度はなく、総会の構成員も同じく会員としている。

このように他士業の状況を鑑みると、いずれの会も決議機関である総会と、執行機関は分離されており、民主的な会務運営の面からもこの 2 つが分離されるのは当然といえる。しかし日本弁護士連合会のように代議員会まで設けると、その運営が煩雑となり、コストの増加につながってしまう。

そこで当連盟は、会則第 5 条「本会の会員は全国の税理士会とする。」の規定の運用に当

っては、会員を全国の税理士会すなわち、各単位税理士会会长のみに限定せず、より民主的な会務運営を行なうために日税連の会則を変更し、国や地方議会の議員と同様間接民主主義による「代議員制度」を導入し、代議員による総会(決議機関)とすべきことを要望するものである。

代議員は全国の税理士の意志の代弁者であるので、各税理士会を選挙区とし、各税理士会の会員数に応じた人数を、各税理士会の会員が直接選挙により選任すべきである。なお、代議員の人数は、幅広く意見を求めるために評議員の選出に準じ、各税理士会の会員数の200人につき、1人とすべきである。

また現行の評議員の制度は、代議員で代替できることとすべきである。

## 2. 役員の選任方法について

現在日税連の役員は、総会において選任されている。総会で投票権を持つのは各税理士会であり、各税理士会会长は原則会員の直接選挙で選出されているという建前はあるものの、会員の意思が反映されているとは必ずしも言えない状況にある。

もちろん各税理士会のみが選挙権を有するという現在の制度では、選挙制度は非常に簡素なものになり、選挙コストを抑えるというメリットがある。また公認会計士など、日税連の人事・会務について関心が低い会員が増えている現在、直接選挙にする意義はあるのかという疑問がある。

しかし直接選挙は会員の意思が直接反映されるため、コストという欠点を除けば、もつとも公明正大な制度であるといえる。さらに直接選挙により、これまで日税連の会務に無関心であった会員にも、会務に興味を持ってもらい会務参加を促すきっかけにもなる。

また代議員制度を導入した場合には、会長のみを直接選挙で選び、その他の理事は代議員制を前提とした総会での選出に委ねるという方法により、コストを抑えることもできるかと思われる。そこで役員の選任方法については、以下の様に要望する。

### (1) 会長の選任について

会長の選挙権及び被選挙権は、税理士会の会員の固有の権利として当然認められるべきである。また会長の選任については税理士個人の意志が集約されるべく、税理士会の会員の直接選挙で選出すべきである。

### (2) 副会長の選任について

総会で選任することとする。

### (3) 理事の選任について

総会で選任することとする。

尚なお、専務理事、常務理事については、理事会において互選し、総会で承認することとする。

#### (4) 選挙規則について

(2) 及び(3)の選出については、日税連で統一の選挙規則を設け、それにより各単位会が選出するものとし、特に各単位会での会長推薦等による順送り選出をやめ、選挙によることとする。

### 3. 税理士会の会員の総会、理事会等の参加について

現行日税連会則第25条は、総会に関することを規定しているが、税理士会の会員の参加権については、何の規定もない。

傍聴権は会議運営のルールから当然保証されているが、一步進めて総会に出席し議案を提案する権利、発言できる権利を認めるべきである。常務理事会や理事会等の執行機関の会議にも同様に、議案提案権や発言権を保証すべきである。

当然議決権は行使出来ないものとし、会議運営の都合上、人員の制限や議案提案権の時間制限等はあってもよいと思われる。そのためには、総会その他重要な会議が税理士会の会員にも分かるように、その日時、場所、議案並びに議案の説明を記載したものを日税連ホームページの税理士専用ページに掲載するなど、税理士会の会員に周知すべきである。

また現在の日税連の会議は、税理士会の会員には事前に知らされず、会議内容もわからないままに結論だけが報告されているのが現状である。会議の議事録を紙面やホームページで公開し、可能であるならば総会や理事会、各会議を日税連ホームページでビデオ視聴できるようにするなど税理士会の会員に参加権を与えることが、会員の会務参加意識を高めて行くことになるであろう。

さらに会員が理事会に参加する意義を高めるためには、現在常務理事会などの専決事項とされていることも、可能な限り理事会で決議するようにすべきである。ただし理事会はその開催に一回数百万円というコストがかかることから、遠隔地の理事についてはテレビ会議やWeb会議といった手段で参加する方法が考えられる。

次に、会則第30条(議事の制限)は、会則からして動議があった場合の取扱いを明示すべきである。総会等会議の構成員は、当然動議提出権を持っており、これを制限している現行会則は誤りと思われる。これらは会則の変更を要する部分もあるかもしれないが、弾力的な会務運営で消化できることと考える。

### 4. 帳簿及び各種会議の議事録閲覧等の情報の公開について

現在、日税連の会員は、各単位税理士会となっているため、税理士会の会員は、日税連の会務については、広報紙「税理士界」でしか知る事が出来ない。

日税連をオープンな組織にするためには、税理士会の会員の求めに応じて、正副会長会

(正規の機関ではないが、執行機関として機能しているため)、常務理事会、理事会及び総会等日税連の全ての会議の議事録の閲覧及び資料の配布等の便宜を図って頂きたい。勿論資料の配布については、コストの課題があるので、日税連ホームページの税理士専用ページに掲載するといった方法でも問題ないと思われる。

又、帳簿書類の閲覧についても、各税理士会は会員数に応じて日税連に会費を上納し、各税理士会の会費は会員個人が負担している事となるので、当然財務についての閲覧も認められるべきである。

## 5. 今後の検討課題

これまでの要望事項については更におし進めて、将来においては会則の変更及び税理士法の改正をも含めて、次の事項について検討して頂きたい。

- (1) 日税連の会員に税理士会の会員を入れること。
- (2) 会則において、正副会長会の定義を定めること。
- (3) 税理士法における、財務大臣による総会決議取消権の廃止を検討すること。

以上